



愛媛県報

発行 愛媛県

平成23年7月26日火曜日 第2287号

◇ 目次 ◇ 告 示

同意の成立(漁獲共済).....	636
公有水面埋立工事のしゅん功認可.....	636
道路の供用開始(県道松山川内線).....	636
開発行為に関する工事の完了.....	637

監査委員告示

包括外部監査人の監査の事務を補助する者等の告示.....	637
------------------------------	-----

告 示

○愛媛県告示第932号

次の区域及び区分の特定第2号漁業者の同意は漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第2項に規定する要件に適合すると認めるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成23年7月26日

愛媛県知事 中村時広

区 域	区 分
瀬戸町区域(八幡浜漁業協同組合の地区のうち、旧瀬戸町漁業協同組合の地区)	主として船びき網を使用して営む漁業

○愛媛県告示第933号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下「法」という。)第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、今治市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成23年7月26日

伯方港港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 中村時広

- しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所
今治市
今治市別宮町一丁目4番地1
代表者 今治市長 菅良二
今治市大三島町宮浦5714番3
- 埋立区域

(1) 位置

2-2工区

今治市伯方町木浦字西須ノ頭甲535番16から同市伯方町木浦字西須ノ頭甲535番18までの地先公有水面

(2) 区域

2-2工区

次の9点から30点までを順次直線で結んだ線並びに30点と9点を結ぶ平成20年の春分の満潮位(D.L.+3.27メートル)の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点(今治市伯方町木浦字池ノ奥乙316番1、国土地理院「木浦」三等三角点)は、北緯34度12分35秒4416、東経133度07分03秒6345の地点

9点は、基点から真北119度06分12秒568.27メートルの地点

10点は、9点から真北189度47分53秒2.97メートルの地点

11点は、10点から真北278度59分15秒0.60メートルの地点

12点は、11点から真北189度18分19秒14.63メートルの地点

13点は、12点から真北254度26分25秒14.47メートルの地点

14点は、13点から真北167度51分34秒1.14メートルの地点

15点は、14点から真北258度13分41秒1.90メートルの地点

16点は、15点から真北348度33分39秒0.70メートルの地点

17点は、16点から真北257度56分31秒20.01メートルの地点

18点は、17点から真北167度51分51秒0.68メートルの地点

19点は、18点から真北257度12分59秒2.95メートルの地点

20点は、19点から真北168度21分59秒0.14メートルの地点

21点は、20点から真北254度52分02秒5.87メートルの地点

22点は、21点から真北166度53分38秒1.00メートルの地点

23点は、22点から真北256度13分58秒1.40メートルの地点

24点は、23点から真北346度38分16秒0.70メートルの地点

25点は、24点から真北256度20分07秒29.00メートルの地点

26点は、25点から真北166度08分35秒0.70メートルの地点

27点は、26点から真北256度14分39秒1.39メートルの地点

28点は、27点から真北354度41分12秒0.25メートルの地点

31点は、28点から真北254度48分59秒3.44メートルの地点

30点は、31点から真北347度09分42秒17.39メートルの地点

(3) 面積

2-2工区

1,554.48平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成21年7月7日 愛媛県指令21港第237号

4 しゅん功認可年月日

平成23年7月26日

○愛媛県告示第934号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 7月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	松山川内線	松山市松末一丁目62番9から 同市松末一丁目57番11まで	平成23年 7月26日

○愛媛県告示第935号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成23年 7月26日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
23中局建（開）第16号 平成23年 7月19日	伊予郡松前町大字昌農内字土居7番1	伊予郡松前町大字西古泉285番地1 有限会社アットホーム

監査委員告示

○愛媛県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第1項の規定による協議が調ったので、同条第2項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成23年 7月26日

愛媛県監査委員 和 氣 政 次
同 本 宮 勇
同 赤 松 泰 伸
同 岸 新

包括外部監査人北田隆の 監査の事務を補助する者		監査の事務を 補助できる期間
氏 名	住 所	
大 石 孝 光	松山市喜与町一丁目6番地2 きよまちマンション503号	平成23年 7月26日から 平成24年 3月31日まで
武 智 弘 泰	松山市南吉田町1413番地39	平成23年 7月26日から 平成24年 3月31日まで
山 本 浩 司	松山市清水町二丁目17番地17 ウィンス清水301号	平成23年 7月26日から 平成24年 3月31日まで
宮 本 豪	東温市野田二丁目9番地5 ウタラハウス503号	平成23年 7月26日から 平成24年 3月31日まで